

業務委託仕様書

1. 委託業務名

ガストロノミーツーリズムを活用した観光PR事業

2. 委託上限額

24,992,550円（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 委託期間

契約日～令和4年3月31日（木）

4. 業務目的

本事業は、豊かな歴史文化に育まれた本県の食や食文化を目的としたツーリズムの普及拡大を図るため、県産食材やそれを活用した料理の魅力を首都圏でPRするとともに、食を主目的とした観光PRを展開する。

5. 業務内容

- （1）県産食材を使用したメニューフェアの開催
- （2）食・食文化のPRイベントの開催
- （3）本県への誘客を促進するためのSNSキャンペーンの実施
- （4）雑誌メディアを活用した食・食文化の魅力の発信
- （5）県産食材等の認知度、ブランド力向上のためのコーディネート
- （6）ガストロノミーツーリズムPR動画の制作
- （7）その他、本事業を推進するに当たって必要な業務

6. 業務内容詳細

本業務の詳細は次のとおりとする。

- （1）県産食材を使用したメニューフェアの開催
 - 県の伝統料理や食文化、県産食材を活用した多様な料理の魅力を通し、首都圏における訪奈良観光の意欲を喚起するため、以下のメニューフェアを実施する。
 - ① 実施時期：令和3年8月から12月の1ヶ月程度
 - ② 参加店舗：県の伝統料理や県産食材を活用した料理、地酒（ワイン、ビール含む）を取り扱っている首都圏の飲食店等概ね20店舗以上
 - ③ テーマ食材：大和野菜、大和畜産ブランド等、奈良県産農産物、奈良県の地酒等
 - ④ 実施内容
 - ・ 県の伝統料理や県産食材を活用した料理等を提供する首都圏の飲食店を掘り起こしリスト化するとともに、WEB、SNS、冊子等によりPRを行うこと。
 - 紹介店舗は県と協議のうえ決定するものとする。
 - ・ 実施店舗への周遊促進を図るとともに、本県への関心を喚起する企画を実施する。また県のある首都圏情報発信拠点である奈良まほろば館（以下「まほろば館」という。）への誘導

を促す効果的な企画を実施する。

- ・実施店舗、利用者に対しフェアに関するアンケートを実施する。

また、アンケート数の増加に繋がる企画(県産品プレゼント等)も併せて実施すること。

⑤ 留意事項

- ・メニューフェアの実施期間および回数、実施店舗、アンケート内容については提案に基づき県と協議して決定すること。また、提供形態はランチ、ディナーは問わない(テイクアウトは除く)。
- ・県の首都圏情報発信拠点であるまほろば館と連携を図ること。
- ・流通事業者等の参画および流通形態の工夫などにより、飲食店等および生産者等の受発注等にかかる軽減を図ること。

(2) 食・食文化のPRイベントの開催

首都圏において本県の食、食文化の認知度、ブランド力向上を図るため、まほろば館2階レストランを活用し以下のPRイベントを実施する。

① 実施時期：令和3年8月から令和4年3月末まで

② 実施回数：3回程度

③ 実施内容

- ・まほろば館2階レストラン(収容人数40人程度)において、運営事業者と連携し、県産食材や伝統料理、本県ならではの観光客の関心を引く魅力的な料理等をPRするイベントを実施する。実施にあたっては、運営事業者と十分に連携を行うこと。
- ・参加者はSNS等の発信力のある者とし、多様な層の参加が期待できる効果的な広報や募集方法を企画すること。
- ・原則、イベント内容に応じた参加費を徴収することとし、徴収した金額は当該イベントの実施経費に充てるものとする。
- ・イベント実施において、新型コロナウイルス感染防止対策を講じること。
- ・最終的な実施内容については、企画提案を踏まえ、県と協議の上決定するものとする。

(3) 本県への誘客を促進するためのSNSキャンペーンの実施

SNS等で本県の食や食文化をテーマとした観光PR及び(1)のメニューフェア、まほろば館の取組等の認知度向上を図るとともに、本県への誘客意欲を喚起するため以下の取り組みを実施する。

- ① Instagram、Twitter、YouTube等を利用し、「若年層系」/「グルメ系」の2方向性でのインフルエンサーを選出し、情報の拡散を行う。メインターゲットは20代～40代の女性とする。なお、インフルエンサー及び発信媒体については提案に基づき、県と協議の上決定するものとする。
- ② 配信期間は3ヶ月以上とする。(最小1ヶ月単位とし連続する必要はない。)
- ③ 実施期間については提案に基づき県と協議の上決定するものとする。
- ④ SNSでの発信を契機として、直接的な訪奈良に繋がる仕掛けを企画すること。
例：抽選で県内旅行プレゼントや県産品のプレゼントなど
- ⑤ 県の情報発信と連携するなど、発信力の効果を高める工夫を積極的に図ること。

(4) 雑誌メディアを活用した食・食文化の魅力の発信

雑誌メディアを活用し、本県の食、食文化の魅力とそれを体験する観光の楽しみを国内に広く発信することで、本県への誘客を促進する。

- ・掲載雑誌は、旅行や食への消費に積極的な層に強く訴求できるクオリティの高いものとする。
- ・掲載回数は2回以上（同一誌でないこと）とする。
- ・本事業による（１）、（２）、（３）の取り組みを可能な範囲で掲載する。

（５）県産食材等の認知度、ブランド力向上のためのコーディネート

まほろば館における県産食材等の販売力、売り場づくりの企画力を強化し、県産食材等の認知度、ブランド力を向上させるとともに、それと一体となった効果的な地域PRを推進することで、食を契機とした訪奈良の関心を喚起することを目的に、以下の取り組みを行う。

① 実施時期：令和３年８月から令和４年３月末まで

② 実施回数：６回程度

③ 実施内容

- ・県内の市町村や生産者等が実施する県産食材や加工品のPR販売、地域PR等のイベントが、認知度やブランド力の向上に最大の効果が発揮できるよう、商品の選定、展示方法、PR手法等についてコーディネートを行う。
- ・まほろば館の上質な雰囲気に沿った内容となるよう企画全体のコーディネートを行う。
- ・コーディネートには、国内百貨店や高級ブランド店等の売り場コーディネートの実績を有する者が携わること。
- ・イベントにかかる人員、販売商品、啓発物等の手配は、イベント主催者が行うが、受託者はイベントの企画力向上のため、必要に応じて装飾や啓発物の制作、備品の手配などを行うこと。これにかかる経費として、１回あたり最大１０万円を見込むこと。

（６）ガストロノミーツーリズムPR動画の制作

本県におけるガストロノミーツーリズムの推進と本県及びまほろば館への来訪を促すため、本県の歴史ある豊かな食・食文化と地域の魅力を発信するPR動画とまほろば館の紹介動画を制作する。

- ・放映場所は、まほろば館、県が実施又は参加する催事場所及び県のHPやSNSを想定している。
- ・四季毎の動画とまほろば館紹介動画を計５種類制作すること。
- ・作成する動画は以下の規格とする。
 - 解像度　　：４K（3840×2160）以上
 - 動画規格　：MP4
 - 再生時間　：１８０秒程度
 - 言語　　　：日本語、英語（字幕）
- ・取り上げる題材（食材、料理等）は、一般消費者や旅行者では入手困難な題材（希少な食材や期間限定の料理など）は極力避け、可能な範囲で、首都圏アンテナショップであるまほろば館で取り扱う商品等とすること。
- ・単に食材や料理を紹介するだけでなく、その歴史や伝統、生産者の思いが伝わるストーリーある内容とし、本県への誘客及びまほろば館への来館を促すものとする。

- ・音声なし（ミュート）再生でも内容が伝わるものとする。
- ・作成した動画について使用期間の制限を原則設けないこと。
- ・納期、納品については下記のとおり

夏の動画及びまほろば館紹介動画・・・令和３年８月初旬まで

秋の動画及び冬の動画・・・令和３年１０月初旬まで

春の動画・・・令和４年２月末まで

各動画は納期までに適切な記憶媒体（ブルーレイディスク等）に動画毎各２枚に保存し
県が指定する場所へ納品すること。また、電子媒体も併せて提出すること。

（７）その他、本事業を推進するに当たって必要な業務を実施する。

7. 成果物

受託者は、業務実施に係る実績を報告書として作成し、提出すること。

事業実績報告書には次の項目を含むこと。

- ・委託業務の実施内容
- ・委託業務の成果
- ・広報PR成果品（すべての広報PRに関する成果をPDF形式などで提出）
- ・委託業務収支決算書
- ・委託業務に係る支出の費目別内訳
- ・委託業務の実施により得られた成果物
- ・その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料

※報告書は印刷物と併せて、電子媒体でも提出すること。

8. 業務の実施場所

まほろば館（港区新橋一丁目８番３号）及び県が指定する場所

9. 著作権

- （１）受託者は、著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２１条（複製権）、第２３条（公衆送信権等）、第２６条の２（譲渡権）、第２６条の３（貸与権）、第２７条（翻訳権、翻案権等）及び第２８条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を県に無償で譲渡するものとする。
- （２）県は、著作権法第２０条（同一性保持権）第２項第３号または第４号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- （３）受託者は、県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第１８条（公表権）及び第１９条（氏名表示権）を行使することができない。

10. 許可申請手続き等

本業務の遂行にあたり、撮影や掲載許可、会場使用、食品衛生法に基づく申請などの許可申請手続の必要が生じた場合は、受託者の負担により関係機関に対し必要な使用申請手続き等を行うものとする。なお、申請手続きにあたっては、申請先や申請方法、申請内容等について県と十分事前協議を行うこととする。

11. その他

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響で、事業を実施することが困難な場合は、事業実施の延期等を県と受託者で協議し、必要に応じ契約内容の見直しを行うものとする。

(2) 再委託について

原則として、本業務の一部または全部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ当該作業を完全に履行するために関与するすべての委託先（順次、再委託する場合は最終の委託先まで）を特定し、再委託の内容、再委託期間及び再委託の理由等を記載した書面を県に提出し、承諾を得た場合はこの限りでない。

(3) 仕様変更について

受託者は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議のうえ、承認を得ること。

(4) 実施体制について

当該業務を円滑に遂行するために必要な体制を整備すること。

(5) 公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- ① 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。

- ② 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。

イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。

オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。

- ③ 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

(6) その他

本業務の実施にあたっては、県の指示に従うこと。その他、本仕様書に記載されていない事項についても、県の指示に従うこと。また、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、県と協議すること。